

町田都市計画地区計画計画書（参考）

都市計画山崎町横峰地区地区計画を次のように決定する。（2009年1月8日町田市告示第443号）

名称		山崎町横峰地区地区計画
位置		町田市山崎町字十号、字十一号、字十四号及び字十五号各地内
面積		約2.7ha
地区計画の目標		本地区は、町田市中心部から北西約4kmに位置する。周辺の自然環境に調和した快適な住宅地とするよう、山崎町横峰土地区画整理事業により、整備が行われた区域について、良好な住環境の維持保全を目標とする。
区域 全に 整備 する 開発 方針 及び 保	土地利用の方針	低層の戸建住宅を中心とした良好な住環境の形成を図るとともに、緑化に努め、周辺の自然環境との調和を図る。
	建築物等の整備の方針	住宅地としての良好な環境の形成と保全のため、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物等の高さの制限を定める。また、緑豊かな街並みの形成を図るため垣又はさくは、生垣やフェンスなどとするよう努めるものとする。
地区 整備 計画	位置	町田市山崎町字十号、字十一号、字十四号及び字十五号各地内
	面積	約2.7ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1 住戸の数が5以上の長屋 2 住戸又は住室の数が5以上の共同住宅 3 寝室の数が5以上の寄宿舎 4 宿泊室の数が5以上の下宿 5 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 6 公衆浴場 7 診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）
	建築物の敷地面積の最低限度	140㎡
	壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m以上でなければならない。ただし、この制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のとき。 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内のとき。
建築物等の高さの最高限度	最高の高さ 9m	

「区域は計画図表示のとおり」

理由：山崎町横峰土地区画整理事業により整備が行われた区域について、良好な住環境の維持保全を図るため、地区計画を決定する。